

平成30年島根県西部を震源とする
地震で被災した舗装復旧の査定統一事項

島根県土木部

〔 技術管理課
道路維持課 〕

1. 本統一事項の取り扱い

本統一事項は、平成 30 年 4 月 9 日の島根県大田市を震源とする地震で被災した舗装の災害復旧事業に適用する。

本稿に記載のないものについては、災害手帳等によるものとする。

2. 復旧方法の考え方

2-1 復旧の対象

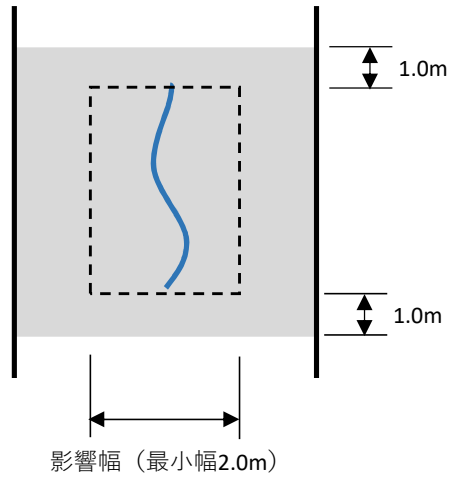
コンクリート舗装道路及び舗装厚さが 3cm 以上のアスファルト舗装道路で、原則として、亀裂等の被災が路盤に達しているものを対象とする。

2-2 復旧の範囲（別紙-1～3 参照）

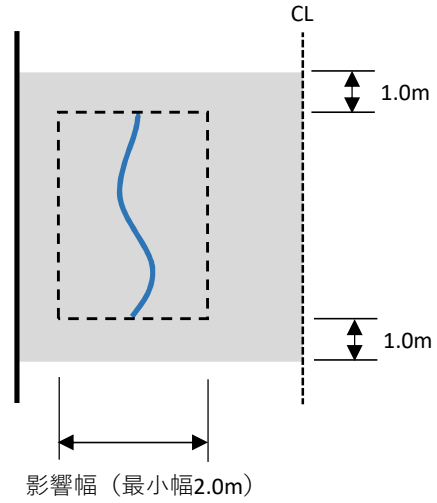
- ① 延長方向は被災の端部から 1m の範囲とする。ただし、連続する被災の間隔が 10m 以内の場合は、間隔を空けず一連の区間として申請することができる。
- ② 幅員は、1 車線道路（5m 程度までの道路）及び歩道については全幅員、2 車線以上の道路は 1 車線単位とする。
- ③ 復旧断面は、亀裂・陥没が達している層まで開削することとして申請する。路盤の復旧範囲は、施工性を考慮して、最小幅は 2m とする。
- ④ 被災箇所の 10m 以内に路盤まで達していない表層の亀裂箇所がある場合は、表層のみの打ち替えを申請することができる。ただし、表層のみの区間が主とならないよう留意する。
- ⑤ オーバーレイが施工されている箇所については、原則、上層路盤で高さを調整し、復旧時の表層厚さは設計厚とする。
- ⑥ 舗装修繕（オーバーレイ工・路上再生路盤工など）を行っている箇所の復旧にあたっては、修繕時の設計（目標 T a）を確認し、復旧工法が修繕時の要求品質を満たすよう注意する。

舗装復旧の範囲

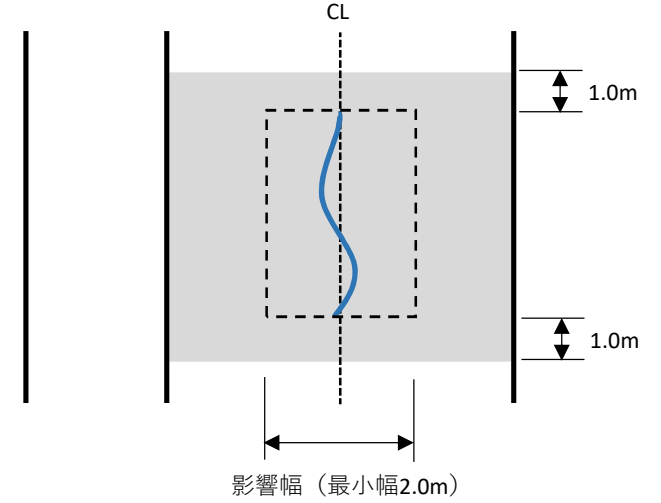
① 1車線道路（全幅5m程度まで）の扱い
（※歩道は①に準ずる）



② 2車線道路の扱い
②-1 亀裂等が片側にある場合



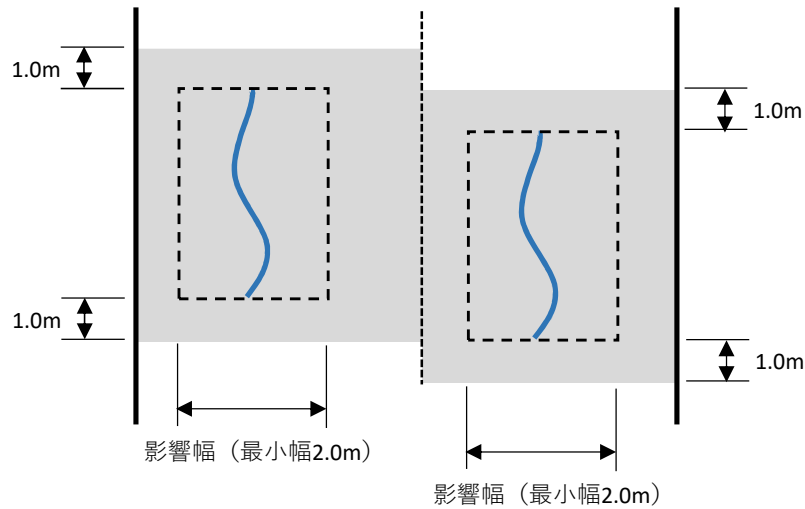
③ 亀裂等がセンターライン付近にある場合



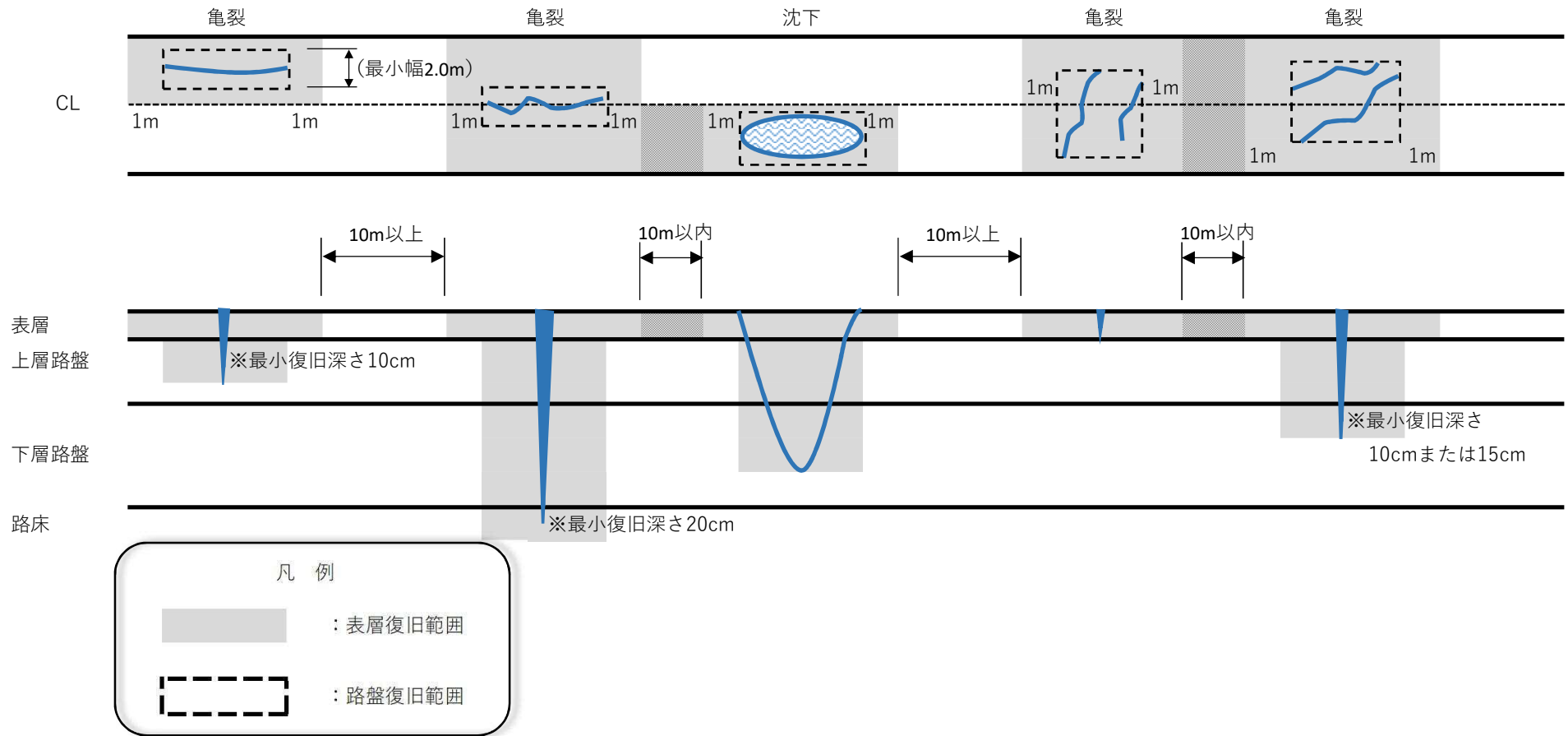
凡例

- : 表層復旧範囲
- : 路盤復旧範囲

②-2 亀裂等が両面にある場合

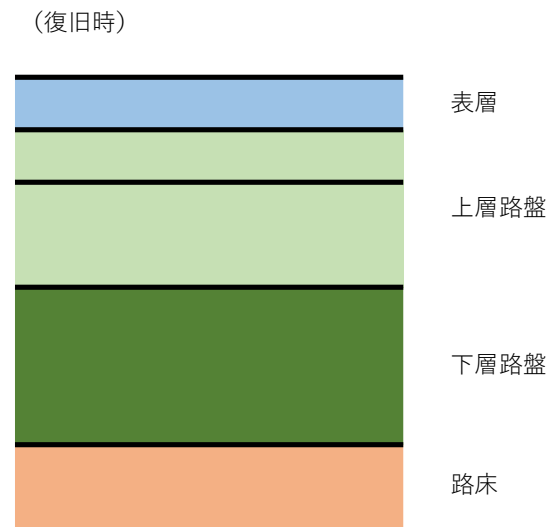
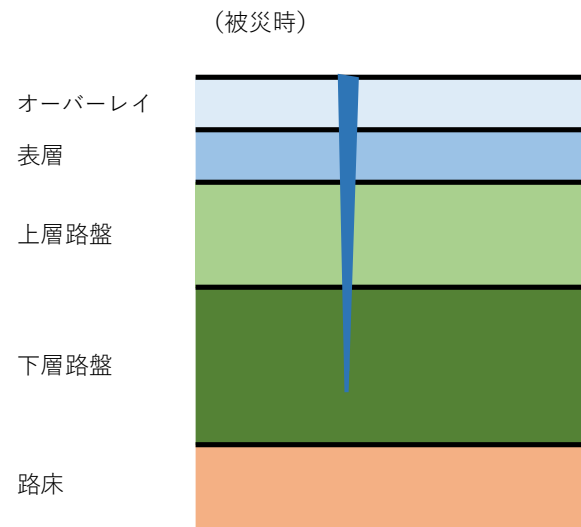


舗装復旧の範囲 イメージ概念図 (参考図)

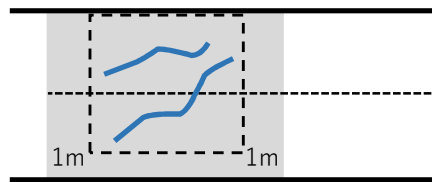


- ※亀裂深さは、路盤まで達していること
- ※転圧の施工性を考慮し、品質確保のために路盤は最小幅2.0mを確保するものとする。
- ※上層路盤に亀裂が入っている場合の深さ方向の最小復旧深さは10cmとする。
- ※下層路盤に亀裂が入っている場合の深さ方向の最小復旧深さは使用材料により10cmまたは15cmとする。
- ※路床まで亀裂が入っている場合の深さ方向の最小復旧深さは20cmとする。

オーバーレイ部の復旧方法

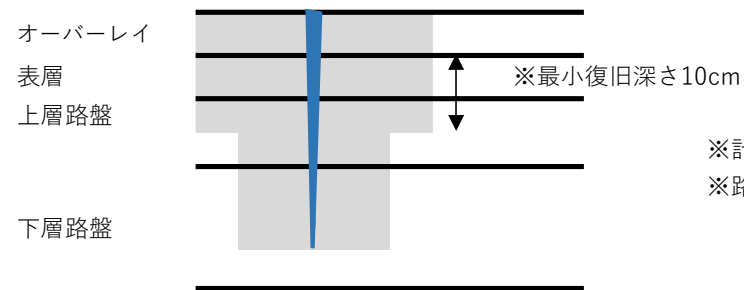


※表層厚はオーバーレイ前の厚さとする。
※計画高さの調整が必要な場合は上層路盤で行う。



凡 例

- : 表層 + 上層路盤復旧範囲
- : 下層路盤復旧範囲



※計画高さの調整が上層路盤が必要な場合は、新設表層直下10cm（最小）の上層路盤を再構築する。
※路盤・路床の最小復旧深さは別紙-2の規定に準ずる。